

令和5年4月23日執行予定

高山市議会議員選挙

# 契約書見本

## 選挙運動用自動車使用契約書 (自動車の借入れ)

甲(候補者氏名) \_\_\_\_\_ と乙(業者等名称) \_\_\_\_\_  
とは、令和5年4月23日執行(予定)の高山市議会議員選挙の選挙運動のために使用する公職選挙法第141条第1項の自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

1 乙は、甲に対して、次に掲げる自動車を貸し付け、高山市議会議員及び高山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の定める手続により、同条例の定める金額を高山市に請求する。

なお、高山市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により高山市に帰属することとなった場合には、乙は高山市に対して請求することができない。

(1) 車 種 \_\_\_\_\_

(2) 登録番号(車両番号) \_\_\_\_\_

2 自動車の賃貸借期間は、令和5年 月 日から令和5年 月 日までとする。

3 自動車の賃貸借料は、次のとおりとする。

(1) 1日当たりの金額 \_\_\_\_\_円(消費税額を除く。)

(2) 契 約 金 額 \_\_\_\_\_円(うち消費税額 \_\_\_\_\_円)

4 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和5年 月 日

(候補者)

住所

甲

氏名

㊞

(業者等)

住所(所在地)

乙

名称

代表者職氏名

㊞

注1 乙が高山市に対して請求する場合、請求書には、契約書に記載された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、契約書に押印した印鑑を使用すること。

2 公営負担の対象となる自動車の賃貸借期間は、立候補の届出の日から選挙の期日の前日までとなる。したがって、当該期間を超える部分の金額は、高山市への請求金額から除くこと。

3 高山市に対する請求金額は、3(1)の1日当たりの金額に100分の110を乗じた額(円未満の端数切捨て)に7を乗じて得た額とする。

4 乙が法人の場合には、法人印と代表者印の二つの印鑑を押印すること。

収入  
印紙

# 選挙運動用自動車使用契約書（例） （自動車の借入れ）

業者等名称を  
記入

候補者氏名（戸  
籍名）を記入

甲（候補者氏名）〇〇〇〇と乙（業者等名称）株式会社△△△△△とは、令和5年4月23日執行（予定）の高山市議会議員選挙の選挙運動のために使用する公職選挙法第141条第1項の自動車の使用について、次のとおり契約を締結する。

1 乙は、甲に対して、次に掲げる自動車を貸し付け、高山市議会議員及び高山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の定める手続により、同条例の定める金額を高山市に請求する。

なお、高山市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により高山市に帰属することとなった場合には、乙は高山市に対して請求することが

実際の借上期間となります。  
（公費負担は内選挙運動期間の7日間のみ）

- (1) 車種 (車名など)
- (2) 登録番号 (車両のナンバー)

2 自動車の賃貸借期間は、令和5年4月〇〇日から令和5年4月〇〇日までとする。

3 自動車の賃貸借料は、次のとおりとする。

公営限度額は税抜  
14,636円です

- (1) 1日当たりの金額 〇〇,〇〇〇円 (消費税額を除く。)
- (2) 契約金額 〇〇,〇〇〇円 (うち消費税額 〇,〇〇〇円)

4 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和5年〇〇月〇〇日 契約は告示日前でもできます

(候補者)  
甲 住所 高山市〇〇町〇〇番地  
氏名 〇〇〇〇 印  
  
(業者等)  
乙 住所(所在地) △△市△△町△△番地  
名称 株式会社△△△△△ 印  
代表者職氏名 代表取締役 △△△ 印

注1 乙が高山市に対して請求する場合、請求書には、契約書に記載された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、契約書に押印した印鑑を使用すること。  
2 公営負担の対象となる自動車の賃貸借期間は、立候補の届出の日から選挙の期日の前日までとなる。したがって、当該期間を超える部分の金額は、高山市への請求金額から除くこと。  
3 高山市に対する請求金額は、3(1)の1日当たりの金額に100分の110を乗じた額（円未満の端数切捨て）に7を乗じて得た額とする。  
4 乙が法人の場合には、法人印と代表者印の二つの印鑑を押印すること。

## 選挙運動用自動車燃料供給契約書 (燃料の供給)

甲（候補者氏名）\_\_\_\_\_と乙（業者等名称）\_\_\_\_\_とは、令和5年4月23日執行（予定）の高山市議会議員選挙の選挙運動のために使用する公職選挙法第141条第1項の自動車の燃料の供給について、次のとおり契約を締結する。

1 乙は、甲に対して、次に掲げる期間、自動車の燃料を供給し、高山市議会議員及び高山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の定める手続により、同条例の定める金額を高山市に請求する。

なお、高山市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により高山市に帰属することとなった場合には、乙は高山市に対して請求することができない。

- (1) 燃料の種類 \_\_\_\_\_  
(2) 供給期間 令和5年4月 日 から 令和5年4月 日まで  
(3) 供給を受ける自動車の登録番号（車両番号） \_\_\_\_\_

2 売買代金は、次のとおりとする。

- (1) 1リットル当たりの金額 \_\_\_\_\_ 円（うち消費税額 \_\_\_\_\_ 円）  
(2) 総供給量 \_\_\_\_\_ リットル  
(3) 契約金額 \_\_\_\_\_ 円

3 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和5年 月 日

(候補者)

甲 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

(業者等)

乙 住所（所在地） \_\_\_\_\_  
名称 \_\_\_\_\_  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

注1 燃料の供給期間は、立候補の届出の日から選挙の期日の前日までの間において燃料を供給する期間とすること。

2 この契約により燃料供給する車両は、甲が高山市選挙管理委員会へ届出た選挙運動用自動車1台に限るものとする。

3 乙が高山市に対して請求する場合、請求書には、契約書に記載された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、契約書に押印した印鑑を使用すること。

4 高山市に対する請求金額は、供給期間中において選挙運動用自動車に供給した燃料の数量の合計に2(1)の1リットル当たりの金額を乗じて得た額（円未満の端数切捨て）とする。

5 乙が法人の場合には、法人印と代表者印の二つの印鑑を押印すること。

収入  
印紙

# 選挙運動用自動車燃料供給契約書（例） （燃料の供給）

業者等名称を  
記入

候補者氏名（戸  
籍名）を記入

甲（候補者氏名）〇〇〇〇と乙（業者等名称）株式会社△△△△△とは、令和5年4月23日執行（予定）の高山市議会議員選挙の選挙運動のために使用する公職選挙法第141条第1項の自動車の燃料の供給について、次のとおり契約を締結する。

1 乙は、甲に対して、次に掲げる期間、自動車の燃料を供給し、高山市議会議員及び高山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の定める手続により、同条例の定める金額を高山市に請求する。

なお、高山市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により高山市に帰属することとなった場合には、乙は高山市に対して請求することができない

選挙運動期間  
中となります

- (1) 燃料の種類 (ガソリン、軽油等)
- (2) 供給期間 令和5年4月16日から令和5年4月〇〇日まで
- (3) 供給を受ける自動車の登録番号（車両番号）

2 売買代金は、次のとおりとする。

- (1) 1リットル当たりの金額 〇〇〇. 〇円（うち消費税額 〇. 〇円）
- (2) 総供給量 〇〇〇リットル
- (3) 契約金額 〇〇, 〇〇〇円

53,900円が公営限度額になります

3 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和5年〇〇月〇〇日 契約は告示日前でもできます

（候補者）

甲 住所 高山市〇〇町〇〇番地  
氏名 〇〇〇〇 印

（業者等）

乙 住所（所在地） △△市△△町△△番地  
名称 株式会社△△△△△ 印  
代表者職氏名 代表取締役 △△△ 印

注1 燃料の供給期間は、立候補の届出の日から選挙の期日の前日までの間において燃料を供給する期間とすること。  
2 この契約により燃料供給する車両は、甲が高山市選挙管理委員会へ届出た選挙運動用自動車1台に限るものとする。  
3 乙が高山市に対して請求する場合、請求書には、契約書に記載された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、契約書に押印した印鑑を使用すること。  
4 高山市に対する請求金額は、供給期間中において選挙運動用自動車に供給した燃料の数量の合計に2(1)の1リットル当たりの金額を乗じて得た額（円未満の端数切捨て）とする。  
5 乙が法人の場合には、法人印と代表者印の二つの印鑑を押印すること。

## 選挙運動用自動車運転契約書 (運転手の雇用)

甲（候補者氏名）\_\_\_\_\_と乙（運転手氏名）\_\_\_\_\_とは、令和5年4月23日執行（予定）の高山市議会議員選挙の選挙運動のために使用する公職選挙法第141条第1項の自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

- 甲は、乙を選挙運動用自動車の運転手として雇用する。  
この契約に基づく契約金額については、乙は高山市議会議員及び高山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の定める手続により、同条例の定める金額を高山市に請求する。  
なお、高山市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。  
ただし、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により高山市に帰属することとなった場合には、乙は高山市に対して請求することができない。
- 運転手の雇用期間は、令和5年4月 日 から令和5年4月 日までとする。
- 報酬の額は、次のとおりとする。  
(1) 1日当たりの金額 \_\_\_\_\_ 円  
(2) 契約金額 \_\_\_\_\_ 円
- この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和5年 月 日

(候補者)

住所

甲

氏名

㊞

(運転手)

住所

乙

氏名

㊞

- 注1 運転手の雇用期間は、立候補の届出の日から選挙の期日の前日までの間において雇用する期間とすること。したがって、立候補の届出前から雇用していても、契約書には、その期間を含めないこと。
- 乙が高山市に対して請求する場合、請求書には、契約書に記載された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、契約書に押印した印鑑を使用すること。

収入  
印紙

# 選挙運動用自動車運転契約書（例）

（運転手 候補者氏名（戸籍名）を記入

運転手氏名を  
記入

甲（候補者氏名）〇〇〇〇と乙（運転手氏名）△△△△とは、令和5年4月23日執行（予定）の高山市議会議員選挙の選挙運動のために使用する公職選挙法第141条第1項の自動車の運転について、次のとおり契約を締結する。

1 甲は、乙を選挙運動用自動車の運転手として雇用する。

この契約に基づく契約金額については、乙は高山市議会議員及び高山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の定める手続により、同条例の定める金額を高山市に請求する。

なお、高山市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により高山市に帰属することとなった場合には、乙は高山市に対して請求することができない。

選挙運動期間  
中となります

2 運転手の雇用期間は、令和5年4月〇〇日から令和5年4月〇〇日までとする。

3 報酬の額は、次のとおりとする。

公営限度額は  
12,500円です

(1) 1日当たりの金額 〇〇,〇〇〇円

(2) 契約金額 〇〇,〇〇〇円

4 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和5年〇〇月〇〇日

契約は告示日前で  
もできます

（候補者）

甲 住所 高山市〇〇町〇〇番地  
氏名 〇〇〇〇 印

（運転手）

乙 住所 △△市△△町△△番地  
氏名 △△△△ 印

注1 運転手の雇用期間は、立候補の届出の日から選挙の期日の前日までの間において雇用する期間とすること。したがって、立候補の届出前から雇用していても、契約書には、その期間を含めないこと。

2 乙が高山市に対して請求する場合、請求書には、契約書に記載された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、契約書に押印した印鑑を使用すること。

## 選挙運動用自動車使用契約書 (ハイヤー方式)

甲（候補者氏名）\_\_\_\_\_と乙（業者等名称）\_\_\_\_\_  
とは、令和5年4月23日執行（予定）の高山市議会議員選挙の選挙運動のために使用する公職選挙法第141条第1項の自動車の使用について、次のとおり契約を締結する。

1 乙は、甲に対して、次に掲げる自動車を貸し付け、高山市議会議員及び高山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の定める手続により、同条例の定める金額を高山市に請求する。

なお、高山市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により高山市に帰属することとなった場合には、乙は高山市に対して請求することができない。

(1) 車種 \_\_\_\_\_

(2) 登録番号 \_\_\_\_\_

2 乙は、自動車の運行のために必要な運転手を雇用し、甲の指示に従い、自動車を運転させる。

3 乙は、自動車の運行のために必要な燃料を供給する。

4 自動車の賃貸借期間は、令和5年4月 日 から令和5年4月 日までとする。

5 自動車の賃貸借料は、第2項の運転手の雇用及び第3項の燃料の供給に必要な経費を含め、次のとおりとする。

(1) 1日当たりの金額 \_\_\_\_\_ 円（消費税額を除く。）

(2) 契約金額 \_\_\_\_\_ 円（うち消費税額 \_\_\_\_\_ 円）

6 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和5年 月 日

(候補者)

甲 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)

(業者等)

乙 住所（所在地） \_\_\_\_\_  
名称 \_\_\_\_\_  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_ (印)

注1 乙が高山市に対して請求する場合、請求書には、契約書に記載された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、契約書に押印した印鑑を使用すること。

2 公営負担の対象となる自動車の賃貸借期間は、立候補の届出の日から選挙の期日の前日までとなる。したがって、当該期間を超える部分の金額は、高山市への請求金額から除くこと。

3 高山市に対する請求金額は、5(1)の1日当たりの金額に100分の110を乗じた額（円未満端数切捨て）に7を乗じて得た額とする。

4 乙が法人の場合には、法人印と代表者印の二つの印鑑を押印すること。

5 乙は、道路運送法第3条第1号ハに該当する者であること。





## 選挙運動用ビラ作成契約書

甲（候補者氏名）\_\_\_\_\_と乙（業者等名称）\_\_\_\_\_  
とは、令和5年4月23日執行（予定）の高山市議会議員選挙の選挙運動のために使用する公職選挙法第142条第1項第6号のビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

- 甲は、乙に対して次に掲げるビラを発注し、乙は、これを請け負う。
  - 規格 \_\_\_\_\_ cm× \_\_\_\_\_ cm
  - 枚数 \_\_\_\_\_ 枚
  - 納期限 令和5年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
- 請負代金は、次のとおりとする。
  - 1枚当たりの金額 \_\_\_\_\_ 円
  - 契約金額 \_\_\_\_\_ 円（うち消費税額 \_\_\_\_\_ 円）
- 乙は、納期限までにビラを作成し、甲に引き渡さなければならない。
- この契約に基づく契約金額については、乙は高山市議会議員及び高山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の定める手続により、同条例の定める金額を高山市に請求する。

なお、高山市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により高山市に帰属することとなった場合には、乙は高山市に対して請求することができない。
- この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和5年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

（候補者）

甲 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ ④

（業者等）

乙 住所（所在地） \_\_\_\_\_  
名称 \_\_\_\_\_  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_ ④

- 注1 乙が高山市に対して請求する場合、請求書には、契約書に記載された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 2(1)の1枚当たりの金額は契約金額を作成枚数で除した額（小数点以下第六位四捨五入）とし、高山市に請求する金額は2(1)の1枚当たりの金額に高山市選挙管理委員会が発行する確認書に記載された枚数を乗じて得た額（円未満の端数四捨五入）とする。
  - 3 乙が法人の場合には、法人印と代表者印の二つの印鑑を押印すること。

収入  
印紙

# 選挙運動用ビラ作成契約書 (例)

業者等名称を  
記入

候補者氏名(戸  
籍名)を記入

甲(候補者氏名) 〇〇〇〇と乙(業者等名称) 株式会社△△△△△とは、令和5年4月23日執行(予定)の高山市議会議員選挙の選挙運動のために使用する公職選挙法第142条第1項第6号のビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

1 甲は、乙に対して次に掲げるビラを発注し、乙は、これを請け負う。

- (1) 規格 〇〇 cm × 〇〇 cm
- (2) 枚数 〇〇〇〇枚
- (3) 納期限 令和5年〇〇月〇〇日

実際に印刷する枚数を記入します。(4,000枚が公営の限度枚数)

2 請負代金は、次のとおりとする。

告示前でも可能ですが契約日以降となります

- (1) 1枚当たりの金額 〇. 〇〇〇〇〇円
- (2) 契約金額 〇〇, 〇〇〇円 (うち消費税額 〇, 〇〇〇円)

3 乙は、納期限までにビラを作成する。

4 この契約に基づく契約金額に  
における選挙運動用自動車の使用  
例の定める金額を高山市に請求す  
なお、高山市に請求する金額  
を速やかに支払うものとする。

(1)の額は、(2)の額を作成枚数で除した額となります。(割り切れない場合は小数点以下第6位を四捨五入)  
例：契約金額 27,000円、枚数 4,100枚の場合(1)の額は 6.58537円  
公営の限度額は、1枚当たり税込み 7円73銭  
総額で 30,920円 (4,000枚限度)

ただし、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により高山市に帰属することとなった場合には、乙は高山市に対して請求することができない。

5 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和5年〇〇月〇〇日

契約は告示日前でも  
できます

(候補者)

甲 住所 高山市〇〇町〇〇番地  
氏名 〇〇〇〇 印

(業者等)

乙 住所(所在地) △△市△△町△△番地  
名称 株式会社△△△△△ 印  
代表者職氏名 代表取締役 △△△ 印

注1 乙が高山市に対して請求する場合、請求書には、契約書に記載された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、契約書に押印した印鑑を使用すること。

2 2(1)の1枚当たりの金額は契約金額を作成枚数で除した額(小数点以下第六位四捨五入)とし、高山市に請求する金額は2(1)の1枚当たりの金額に高山市選挙管理委員会が発行する確認書に記載された枚数を乗じて得た額(円未満の端数四捨五入)とする。

3 乙が法人の場合には、法人印と代表者印の二つの印鑑を押印すること。

## 選挙運動用ポスター作成契約書

甲（候補者氏名）\_\_\_\_\_と乙（業者等名称）\_\_\_\_\_とは、令和5年4月23日執行（予定）の高山市議会議員選挙の選挙運動のために使用する公職選挙法第143条第1項第5号のポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

- 甲は、乙に対して次に掲げるポスターを発注し、乙は、これを請け負う。
  - 規格 \_\_\_\_\_ cm× \_\_\_\_\_ cm
  - 枚数 \_\_\_\_\_ 枚
  - 納期限 令和5年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日
- 請負代金は、次のとおりとする。
  - 1枚当たりの金額 \_\_\_\_\_ 円
  - 契約金額 \_\_\_\_\_ 円（うち消費税額 \_\_\_\_\_ 円）
- 乙は、納期限までにポスターを作成し、甲に引き渡さなければならない。
- この契約に基づく契約金額については、乙は高山市議会議員及び高山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の定める手続により、同条例の定める金額を高山市に請求する。

なお、高山市に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により高山市に帰属することとなった場合には、乙は高山市に対して請求することができない。
- この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和5年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

（候補者）

甲 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ (印)

（業者等）

乙 住所（所在地） \_\_\_\_\_  
名称 \_\_\_\_\_  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_ (印)

- 注1 乙が高山市に対して請求する場合、請求書には、契約書に記載された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 2(1)の1枚当たりの金額は契約金額を作成枚数で除した額（小数点以下第四位四捨五入）とし、高山市に請求する金額は2(1)の1枚当たりの金額に高山市選挙管理委員会が発行する確認書に記載された枚数を乗じて得た額（円未満の端数四捨五入）とする。
  - 3 乙が法人の場合には、法人印と代表者印の二つの印鑑を押印すること。

収入  
印紙

## 選挙運動用ポスター作成契約書（例）

業者等名称を  
記入

候補者氏名（戸  
籍名）を記入

甲（候補者氏名）〇〇〇〇と乙（業者等名称）株式会社△△△△△とは、令和5年4月23日執行（予定）の高山市議会議員選挙の選挙運動のために使用する公職選挙法第143条第1項第5号のポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

1 甲は、乙に対して次に掲げるポスターを発注し、乙は、これを請け負う。

(1) 規 格 〇〇 cm× 〇〇 cm

(2) 枚 数 〇〇〇〇枚

(3) 納 期 限 令和5年〇〇月〇〇日

実際に印刷する枚数を記入します。  
(401枚が公営の限度枚数)

告示前でも可能ですが  
契約日以降となります

2 請負代金は、次のとおりとする。

(1) 1枚当たりの金額 〇, 〇〇〇円

(2) 契 約 金 額 〇〇〇, 〇〇〇円 (うち消費税額 〇, 〇〇〇円)

(1)の額は、(2)の額を作成枚数で除した額となります。(割り切れない場合は小数点以下第4位を四捨五入)

例:契約金額 378,000円、枚数 430枚の場合(1)の額は 879.070円

公営の限度額は、1枚当たり税込 1,330円、総額で 533,330円

3 乙は、納期限までにポスターを作成し、

4 この契約に基づく契約金額については、  
における選挙運動用自動車の使用等の公営  
例の定める金額を高山市に請求する。

なお、高山市に請求する金額が契約金額  
を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が、公職選挙法  
こととなった場合には、乙は高山市に対して請求することができない。

5 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和5年〇〇月〇〇日

契約は告示日前で  
もできます

(候補者)

甲 住所 高山市〇〇町〇〇番地  
氏名 〇〇〇〇 印

(業者等)

乙 住所(所在地) △△市△△町△△番地  
名称 株式会社△△△△△ 印  
代表者職氏名 代表取締役 △△△ 印

注1 乙が高山市に対して請求する場合、請求書には、契約書に記載された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、契約書に押印した印鑑を使用すること。

2 2(1)の1枚当たりの金額は契約金額を作成枚数で除した額(小数点以下第四位四捨五入)とし、高山市に請求する金額は2(1)の1枚当たりの金額に高山市選挙管理委員会が発行する確認書に記載された枚数を乗じて得た額(円未満の端数四捨五入)とする。

3 乙が法人の場合には、法人印と代表者印の二つの印鑑を押印すること。